

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱

1 事業の趣旨

山形空港路線の利用促進を図るため、山形～東京（羽田）便（以下「東京便」という。）、山形～大阪（伊丹）便（以下「大阪便」という。）、山形～名古屋（小牧）便（以下「名古屋便」という。）又は山形～札幌（新千歳）便（以下「札幌便」という。）の利用者に対し、予算の範囲内で助成を行う。

2 助成区分及び助成対象者

この要綱における助成区分及び助成対象者は、次の各号のとおりとする。

（１） グループ助成

搭乗日時点で東根市に住所を有する者で、かつ、同一便に東京便又は大阪便は４名以上（搭乗日時点で３歳以上の者。ただし、３歳未満の者の座席を確保し航空運賃を支払った場合は、３歳以上として取り扱う。以下同じ。）、名古屋便又は札幌便は３名以上で搭乗した者。

（２） 企業研修旅行等助成

搭乗日時点で山形空港サポーターズクラブに企業会員として登録されている事業所（所在地が東根市内にあるものに限る。）又はその各部署が主催する研修旅行等（親睦旅行等を含む。）において、同一便に東京便又は大阪便は４名以上、名古屋便又は札幌便は３名以上で搭乗した当該事業所の従業員等。

（３） 修学旅行等助成

東根市内の小学校、中学校又は山形県立東桜学館高等学校の修学旅行等の学校教育の一環として実施される旅行において、東京便、大阪便、名古屋便又は札幌便を利用した児童又は生徒。

（４） 乗継助成

第１号から第３号に掲げる助成に該当し、飛行機を乗り継ぎ国内目的地への移動で利用した者。

（５） 期間限定助成

前各号に掲げる助成のほか、東根市山形空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が特に期間を定めて特段の助成が必要であると認める場合、協議会が別に定める者。

3 助成金の額

助成金の額は別表に定める。

4 助成対象外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。

- （１） マイル利用等による無料利用、事業所（会社等）が航空運賃を負担するもの。
- （２） 国及び地方公共団体の職員並びに公立学校の教職員が公務により航空機を利用するもの。
- （３） 助成区分を重複して申請するもの。
- （４） その他、協議会が不適当と認めるもの。

5 助成対象期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

6 交付申請及び請求

(1) 申請及び請求方法

助成を受けようとする者は、東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書（様式第 1 号、第 2 号又は第 3 号）に、関係書類を添付して、協議会に提出するものとする。なお、グループ助成については利用者の代表者、企業研修旅行等助成については事業所又は各部署の代表者、修学旅行等助成については学校長が申請及び請求を行うものとする。

(2) 申請及び請求期限

前号の申請及び請求の期限は、助成対象となる航空機への搭乗日の翌々月の末日、1 月又は 2 月に搭乗した場合は 3 月 25 日（ただし、25 日が土日祝日の場合は、その前日）とする。

7 交付決定及び助成金の交付

協議会は、前項による申請があったときは、これを審査し、助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書の交付を省略し、請求に基づき助成金を支払うものとする。

8 助成金の返還

協議会は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の返還を命ずることができる。

9 その他

ア 第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する助成対象者（往路及び復路の両方で東京便、名古屋便又は札幌便を利用した者に限る。）のうち、往路又は復路のいずれかにおいて、他の助成対象者と同一便に搭乗できなかった者については、その者が他の助成対象者と同じ旅行企画に参加したと協議会が認める場合に限り、他の助成対象者とあわせて搭乗したものとみなし、助成対象とすることができる。

イ 第 5 項及び第 6 項の規定は、第 2 項第 5 号の助成区分については適用しない。

ウ 予算の都合上、予定の実施規模を超過する見込みとなった場合は、実施期間を短縮、助成金額を減額することがある。

エ この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行後、改正前の東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づく申請があった場合は、なお従前の例による。

別表（第 3 項関係）

助成区分	1 人あたりの助成額
(1) グループ助成 (2) 企業研修旅行等助成 (3) 修学旅行等助成	東京便 片道 2,000 円
	大阪便 片道 2,000 円
	名古屋便 片道 3,000 円（3 人又は 4 人の場合） 片道 4,000 円（5 人以上の場合）
	札幌便 片道 3,000 円（3 人又は 4 人の場合） 片道 4,000 円（5 人以上の場合）
(4) 乗継助成	第 2 項第 1 号から第 3 号の助成額に 2,000 円を上乗せする。
(5) 期間限定助成	協議会が別に定める。

東根市山形空港利用促進協議会
会 長 土 田 正 剛 殿

【グループ等の代表者】

住 所
氏 名
電話番号
印

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便 往路（行き）： 年 月 日 復路（帰り）： 年 月 日
イ 大阪便 往路（行き）： 年 月 日 復路（帰り）： 年 月 日
ウ 名古屋便 往路（行き）： 年 月 日 復路（帰り）： 年 月 日
エ 札幌便 往路（行き）： 年 月 日 復路（帰り）： 年 月 日

※ ア・イ・ウ・エのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 人（別紙対象者名簿のとおり）

3 申請及び請求額 円 ※□乗継助成有り（1 人 2,000 円加算）

【内訳】 東京便又は大阪便 2,000 円×片道 回＝ 円
名古屋便又は札幌便（3 人又は 4 人） 3,000 円×片道 回＝ 円
（5 人以上） 4,000 円×片道 回＝ 円

※ 例えば、5 人が往復利用の場合は、片道 10 回となります。

※ 搭乗日時時点で 3 歳未満であっても、座席を確保し料金を支払った場合は 3 歳以上として取り扱います。

4 助成金振込先

金融機関名		支 店 名	
口座種類	普通 ・ 当座 （○をつけること）	口座番号	
（フリガナ）			
口座名義人			

5 添付書類

- (1) 助成対象者名簿（裏面）
(2) 助成対象者全員分の搭乗券又はご搭乗案内の原本

- ※ e チケット控え等、単に搭乗予約・支払確認情報についてのみ記載されている書類は認められません。
※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、搭乗者の氏名が明示されている旅行会社による団体搭乗証明書等についても添付してください。
※ 乗継助成を受ける場合は、乗り継ぎ内容がわかるものを添付してください。

- (3) 助成対象者全員分の住所がわかるもの

（運転免許証・健康保険証等の写し）

※ 次に掲げる場合に該当するときは、添付を省略することができます。

- ① 東根市山形空港利用促進協議会事務局である東根市総務部総合政策課の職員が住民記録を調査確認することに助成対象者が同意し、住民記録確認同意書（裏面）の住所確認同意欄に押印した場合
② 市関係団体による航空機の利用であり、助成対象者名簿に、市関係課の所属長から、記載事項に間違いのない旨及び氏名の記入と押印を受けた場合

助成対象者名簿（兼）住民記録確認同意書（グループ等助成用）

※ 運転免許証や健康保険証等の写しを添付する場合 または 市関係団体が市関係課の所属長から住所の証明を受ける場合は、「住所確認同意欄」への押印は不要です。

1 同意事項

私（助成対象者名簿の住所確認同意欄に押印した者）は、私の住民記録を、東根市山形空港利用促進協議会事務局である東根市総務部総合政策課の職員が調査確認することに同意いたします。

2 助成対象者名簿

No.	氏名	生年月日	住所	住所確認 同意欄
1			東根市	印
2			東根市	印
3			東根市	印
4			東根市	印
5			東根市	印
6			東根市	印
7			東根市	印
8			東根市	印
9			東根市	印
10			東根市	印
11			東根市	印
12			東根市	印
13			東根市	印
14			東根市	印
15			東根市	印

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。

(様式第2号) 企業研修旅行等助成用

年 月 日

東根市山形空港利用促進協議会
会 長 土 田 正 剛 殿

住 所
事業所名
主催者（代表者）の職・氏名

印

電話番号

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおりに申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便 往路(行き): 年 月 日 復路(帰り): 年 月 日
イ 大阪便 往路(行き): 年 月 日 復路(帰り): 年 月 日
ウ 名古屋便 往路(行き): 年 月 日 復路(帰り): 年 月 日
エ 札幌便 往路(行き): 年 月 日 復路(帰り): 年 月 日

※ ア・イ・ウ・エのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 人（別紙対象者名簿のとおりに）

3 申請及び請求額 円 ※☐乗継助成有り(1人2,000円加算)

【内訳】 東京便又は大阪便 2,000円×片道 回＝ 円
名古屋便又は札幌便（3人又は4人） 3,000円×片道 回＝ 円
（5人以上） 4,000円×片道 回＝ 円

※ 例えば、5人が往復利用の場合は、片道10回となります。

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座 (○をつけること)	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

5 添付書類

(1) 助成対象者名簿

(2) 助成対象者全員分の搭乗券又はご搭乗案内の原本

※ eチケット控え等、単に搭乗予約・支払確認情報についてのみ記載されている書類は認められません。

※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、搭乗者の氏名が明示されている旅行会社による団体搭乗証明書等についても添付してください。

※ 乗継助成を受ける場合は、乗り継ぎ内容がわかるものを添付してください。

(3) 山形空港サポーターズクラブ会員証の写し

助成対象者名簿（企業研修旅行等助成用）

（ / ）

No.	氏名	生年月日	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。

東根市山形空港利用促進協議会
会 長 土 田 正 剛 殿

学 校 名
学校長氏名
電 話 番 号

印

東根市山形空港グループ利用等助成金交付申請書（兼）請求書

東根市山形空港グループ利用等助成金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 利用年月日及び航空便

ア 東京便	往路(行き):	年 月 日	復路(帰り):	年 月 日
イ 大阪便	往路(行き):	年 月 日	復路(帰り):	年 月 日
ウ 名古屋便	往路(行き):	年 月 日	復路(帰り):	年 月 日
エ 札幌便	往路(行き):	年 月 日	復路(帰り):	年 月 日

※ ア・イ・ウ・エのうち該当する方に○を付け、日付を記入してください。

2 助成対象者 _____人（別紙対象者名簿のとおり）

3 申請及び請求額 _____円 ※☐乗継助成有り(1人2,000円加算)

【内訳】 東京便又は大阪便 2,000円×片道 回＝ 円
名古屋便又は札幌便（3人又は4人） 3,000円×片道 回＝ 円
（5人以上） 4,000円×片道 回＝ 円

※ 例えば、5人が往復利用の場合は、片道10回となります。

※ 教職員は対象になりません。

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種類	普通・当座 (○をつけること)	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

5 添付書類

(1) 助成対象者名簿

(2) 助成対象者全員分の搭乗券又はご搭乗案内の原本

※ eチケット控え等、単に搭乗予約・支払確認情報についてのみ記載されている書類は認められません。

※ 団体利用で搭乗券に氏名等が明示されていないときは、搭乗者の氏名が明示されている旅行会社による団体搭乗証明書等についても添付してください。

※ 乗継助成を受ける場合は、乗り継ぎ内容がわかるものを添付してください。

(3) 修学旅行等の行程表

助成対象者名簿（修学旅行等助成用）

(/)

No.	年 組		年 組		年 組		年 組	
	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								

※ この様式による記載事項と同じ内容が含まれていれば、任意様式でも可。